

平成24年度第1回東京都税制調査会  
議事録

日 時 平成24年5月21日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室



平成24年度第1回東京都税制調査会

平成24年5月21日（月）10:00～11:46

都庁第一本庁舎33階南側S6会議室

**【税制調査担当部長】** お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から平成24年度第1回東京都税制調査会を開催いたします。

会長が選任されるまでの間、事務局で会を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局を代表して主税局長の新田よりご挨拶を申し上げます。

**【主税局長】** 主税局長の新田でございます。今年度、第1回の東京都税制調査会総会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変ご多忙にもかかわらず、この度当調査会の委員をお引き受けいただき、また、本日も忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

当調査会は、平成21年度に〇〇会長をお迎えしまして、新たな体制での検討をスタートし、以来3年間、「分権」と「環境」の視点から、「社会経済の持続可能性」を高めることを基軸に据えて議論を重ね、昨年11月に答申をまとめていただきました。

昨今の経済状況を見ますと、昨年3月の東日本大震災により大きな打撃を受けた我が国経済も、ようやくここに来て緩やかな持ち直しの兆しも見えつつございました。しかし、ギリシャを起点とする欧州債務危機の再燃、海外経済の不安定化、とりわけ米国や新興国経済の減速懸念などに振り回されまして、円高と株式市況の低迷に、今、再び見舞われております。

未だ先の見通しが不透明な情勢が続いております。東京都におきましても、こうした経済環境の影響を受けまして、5年連続で都税収入が減少する、極めて厳しい状況を余儀なくされておりますが、こうした中にありましても、都は防災力の向上をはじめ、都民の安全・安心の確保と、東京の成長・発展に向けた取組みを確実に進めていく必要がございます。その前提となります安定的な税収確保によります財政基盤の維持強化、これが喫緊の課題と認識しております。

一方、現在、国におきましては、「社会保障・税一体改革」の議論がよいよ正念場を迎えておりますが、その帰趨は我が国税財政の在り方を長期的に左右し、都財政にも多大な影響が及ぶものと考えております。

こうした内外ともに重要な岐路に差しかかっているタイミングで新たな期を迎えます東京都税制調査会におきましては、国政の状況を注視しつつ、中長期的視点から、地方主権時代にふさわしい国・地方を通じた税制のあり方につきまして、ご検討を賜りたいと存じております。

委員の皆様には、ご多忙とは存じますが、何とぞお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【税制調査担当部長】** 次に、本日ご出席の皆様を、お手元に配付の座席表の並びに沿ってご紹介させていただきます。ご到着が遅れていらっしゃる委員もいらっしゃいますので、今いらっしゃいます委員の方をご紹介させていただきます。

まず、東京都議会議員の原田特別委員でございます。

同じく、小山特別委員でございます。

同じく、高木特別委員でございます。

同じく、東村特別委員でございます。  
荒川区長の西川委員でございます。  
東京都副知事の村山委員でございます。  
東京都教育長の大原委員でございます。  
窓側に移りまして、本日ご講演いただきます、国際基督教大学客員教授の八代先生でございます。  
中央大学教授の横山委員でございます。  
立教大学教授の池上委員でございます。  
東京大学大学院教授の金井委員でございます。  
新菱冷熱工業株式会社顧問の金子清委員でございます。  
東京税理士会顧問の金子秀夫委員でございます。  
立教大学准教授の関口委員でございます。  
慶応義塾大学教授の土居委員でございます。  
日本大学教授の沼尾委員でございます。  
東京大学大学院准教授の林委員でございます。  
以上でご出席の皆様のご紹介を終わります。

なお、委員の皆様には、お手元に東京都税制調査会委員の委嘱状を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、会長及び副会長の選任をお願いいたします。本調査会の設置要綱では、会長と副会長は、委員の皆様との互選により選任していただくこととなっております。どなたかご推薦をいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** 大変僭越でございますけれども、ご提案申し上げたいと思います。

会長には、昨年度まで東京都税制調査会の会長をお務めいただきました〇〇委員に引き続きお願い申し上げ、副会長も引き続き〇〇特別委員と〇〇委員をお願い申し上げたいと思つてご提案を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

**【税制調査担当部長】** 会長に〇〇委員を、副会長に〇〇特別委員並びに〇〇委員を、とのご推薦がございました。

ご推薦のとおり選任するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**【税制調査担当部長】** ありがとうございます。

それでは、〇〇会長、〇〇副会長、よろしくお願ひいたします。どうぞ会長席、副会長席へお移りください。ただ今〇〇特別委員はご到着が遅れておりますけれども、後ほどご案内をいたしたいと思ひます。

会長、副会長が選任されましたので、ここで知事から諮問させていただくところでございますが、知事は所用で欠席させていただいておりますため、主税局長が諮問文を読み上げさせていただきます。

**【主税局長】** それでは、恐れ入りますが、お手元の資料1「諮問」をご覧くださいと存じます。「諮問」を読み上げさせていただきます。

東京都税制調査会会長 殿。

貴会に下記の事項を諮問いたします。

地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求めます。

東京都知事 石原慎太郎。

以上、よろしく願い申し上げます。

**【税制調査担当部長】** それでは、ここで〇〇会長にご挨拶をいただきたいと存じます。〇〇会長、よろしく願いいたします。

**【会長】** 先ほど会長にご推挙いただきました、中央大学の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

私は、平成21年度より、〇〇先生の後を引き継ぐ形で会長を務めてまいりましたが、昨年11月に委員の皆様のご協力ももちまして「社会経済の持続可能性を高める税制のあり方」として答申をとりまとめることができました。これもひとえに皆様方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

今期の知事の諮問では、大きな流れとしてのグローバル化、少子高齢化の中で、社会保障の綻びや景気の長期にわたる低迷などの日本社会が直面する諸課題に対応するため、地方主権の立場から確立したい税財政制度はどのようなものなのかという視点に立って、地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方と、加えてそれをとりまく諸制度について意見をとりまとめるようにということでございます。

現下の国家財政の不健全性の大きな足かせの中で私たちが考えていかなければならないことは事実でございますが、知事の諮問に応えるべく、東京都を核にした地方の立場から当調査会なりの意見をまとめられたらと思っております。

委員各位におかれましては、ご多忙の中恐縮ですが、ご審議賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

**【税制調査担当部長】** ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては、〇〇会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

**【会長】** それでは、これより議事に入りたいと存じます。はじめに今年度の検討事項について、事務局から説明をお願いします。

**【税制調査担当部長】** それでは、恐れ入りますが、お手元の資料2「平成24年度 検討事項（案）」をご覧くださいと存じます。

一つ目は、「直面する税制上の諸課題に関すること」でございます。

「社会保障・税一体改革」をはじめとする国の動向等を見据えつつ、直面する税制の諸課題についてご検討をお願いできればと存じます。

今、まさに国会では一体改革法案の審議中でございますが、そのような状況も視野に入れつつ、そもそも地方税制のあるべき姿とは、また基幹税目のあり方はどのようなものか、などについて都税調での検討を深め、ご提言いただきたいと考えております。

二つ目は、「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」でございます。

安定した地方税源を確保し、真の地方自治を確立する観点から、国・地方を通じた税財政制度全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について、中長期的な視点からご検討いただきたいと考えております。例えば財政調整制度のあり方として、そもそも税の偏在とは何で見るべきなのかといったことについてご議論を深めていただければと存じます。

検討事項の説明は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。この検討事項について、ご質問はございますか。特段ご意見がなければ、検討事項については事務局からの案のとおりということにさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

【会長】 ありがとうございます。なお、これらの検討事項につきましては、前期と同様に小委員会を設置して、集中的にご検討いただきたいと考えております。

小委員会のメンバー選任につきましては、資料の要綱第6にございますように、会長の私に一任させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、有識者ヒアリングに移りたいと思います。

本日は、国際基督教大学の〇〇客員教授に、お忙しい中お時間を頂戴し、当調査会にお越しいただきありがとうございます。

〇〇先生には、「日本の成長戦略と行財政改革」というテーマでお話しいただき、今年度の議論にご示唆を頂戴いたしたいと考えてございます。

〇〇先生のプロフィールはお手元の資料をご覧くださいと存じます。

それでは、事務局は準備をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、準備が整いましたので、〇〇教授、お願いいたします。

【客員教授】 〇〇でございます。本日はこのような重要な会議にお招きいただきまして、ありがとうございます。

私の専門は、経済政策でございますけれども、政府の規制改革会議及び経済財政諮問会議等で成長戦略に近いようなことを長年やっておりましたので、この機会に是非、長年考えておりましたことをお話しさせていただきたいと思います。

言うまでもなく、本会議は東京都税制調査会でありますけれども、税制とは本来政府がやるべきことの費用といたしますか、財源を確保することが一番大きな役割でございますが、同時にやはり所得再分配とか景気安定化とか資源配分ということも重要であります。

特に地方公共団体では固定資産税を中心とする、この資源配分機能が非常に重要な役割を持っているかと思いますが、残念ながら余りまだ有効に活用されているとは思いませんので、その辺りを中心にご説明させていただきます。

今、会長からもお話がありました、社会保障・税一体改革を国でやっておりますけれども、残念ながら必ずしもそれが連携しているとは思えないわけです。消費税増税の是非ばかりが議論されておりますけれども、単に増税すればデフレの効果はありますから、同時に成長戦略等を組み合わせなければ意味がないわけです。

日本をとりまく経済社会の環境が大きく変わってきており、1990年以來の社会主義国の市場経済化、特に日本の近くの中国の急速な市場経済化があります。中国が社会主義という建前と実態とは大きく異なっており、そうした中で日本が急速な国際間の競争に巻き込まれているわけであります。

同時に少子高齢化への急速な対応という形で、かつて成功した高度成長期のモデルの見直しを迫られているわけです。しかし、残念ながら80年代までの日本が余りにも成功したことによって、なかなかこれから変わることができない。これは企業も国もそうでありますが、過去の成功体験から脱するということが難しいわけですが、それなくしては日本経済の今のような状況はなかなか克服できないのではないかと考えます。

どういうふうに改革していくかという、これは昔から言われている、官から民へ、国から地方へ、国内から世界へ。つまり、国の役割は民間や地方のやっていることに口を出すことではなくて、世界に対して交渉する、全省庁が言わば外務省のようになって国際交渉に全力を挙げなければいけないのに、未だに民間や地方に対する権限の維持に力を注いでいるわけであります。世界的な国際競争の中では、市場競争の活用は避けられないわけです。ただ、これも日本はどちらかというと社会的安全弁、とくに市場競争から脱落した人をどう救うかという仕組みが弱く、むしろ市場競争をできるだけしないように、企業が労働者を守り、国が企業を守るといった形で社会的な安全弁を確保しようとしていたわけですが、それはもう限界に来ています。市場経済を生かすとともに、

それを補完するようなセーフティネットを強化していくことが大事ではないかと思えます。

民主党も成長戦略は昔から重視しているのですが、とにかくそれが財政に依存した形になっている。しかし、財政はもう今や火の車です、できるだけ財政に依存しないような形での成長戦略の分野が必要なのではないかと。それは実は幾らでもありまして、特に民間主導の住宅・都市開発、これは後でご説明いたします。それから、政府も今考えております医療、介護・保育、特に介護と保育の分野については大きく発展できる余地は大きいと思えます。今、政府がやっていることで民間ができること、これをするための官民を競争させる市場化テストという道具はそろっているわけですが、残念ながらそれがほとんど活用されていない状況にあるかと思えます。

人口動向でありますけれども、今回、2012年の予測が出たことによって、従来とそれほど大きなトレンドの差異はないのですが、改めて今後の日本の高齢化と人口減少のすさまじさということが明らかになったわけがあります。

2010年がほぼ人口のピークだと思われておりますけれども、今、1億2,700万人、これが50年後には8,700万人に4,000万人ほど減るわけでございます。これもよく言われていることでありますが、4,000万人減って8,700万人になるわけですから、そのあと100年、つまり2160年には機械的に計算すると日本人がゼロになってしまうわけです。これはジョークだとよく言われるのですが、しかし、何もしなければそういう方向に向かって人口が減っていきます。移民を入れればよいということですが、到底、この減少幅を補うぐらいの大量の移民を入れることも難しい。移民は必要ですが、もっと女性や高齢者を活用する、そういう人たちの労働生産性を高めることが大きな前提になります。人口減少自体は避けられなくても、そのペースを緩やかにしていく。人口減少と両立できるような日本の経済社会にしていくという改革が求められるわけがあります。

人口の減少自体はそんなに怖がる必要はないのではないかと。人口が少ない国でも豊かな国はたくさんあるわけで、例えばアジアでもシンガポールなどは一人当たりのGDPも高い水準にあります。ただ、問題は日本では、過去人口が増えることを前提に社会制度や慣行ができてきたわけで、これを変えずに人口減少社会に突入すると大変なことになるわけです。少子化への対応というのは、一つはできるだけ出生率を回復させる。同時に、人口が減っても大丈夫な社会システムに変えていく。この二つがポイントであるということは、もう20年以上前、私も厚生省の人口問題審議会に入っていたときに言われたことですが、なかなかこれがまだ実現していないかと思えます。

人口が減少するということはどういう意味かといいますと、過去人口が増えてきたときは、言わば森林を切り開いて田畑にし、都市をつくって、人口が全土に拡散していくことを意味したわけですが、人口が減少するということは過去やってきたことと逆のことをしなければいけない。逆に言えば中山間地の耕作放棄地は森林に戻して、人々はそれぞれ都市に集まって住む。それで大都市は更にそれを効率的にしていく。かつての高度成長期は東京一極集中の是正という形で地方に人口を分散させる、逆に言えば、大都市はなるべく住みにくくして、これ以上人が集まらないようにするという政策も実質的に行われていた面もあるわけです。それは全く間違っていて、人口が減るといことは、逆に言えば集中して住むことによって社会資本の生産性を高めていく。今、社会資本がないところに新たにつくるのではなくて、既にあるところに人々が集まって一緒に住むような形に変えていかなければいけないのではないかと思えます。そういう意味では、東京都がその模範になる改革を進める必要があるかと思えますが、そのためには住宅とか都市の構造改革が不可欠かと思われま。

まず、住宅ですけれども、住宅専用地域の容積率の引き上げ。これは何も超高層住宅をたくさんつくれということではなくて、今2階建が標準の住宅を、パリのように4階、5階を標準とするように変えていく。それに向かって政策を変えていく余地は大きい。そうすることによって、住宅投資の効率性が高まるわけですから、政府が一銭もお金を使わなくても住宅投資が刺激される。それによってもっと都市の中心部の便利なところに多くの

人が住める。これが住宅や都市の生産性を引き上げるわけであります。そのためには日影規制とか斜線制限とか、これは昔から言われてはいますが、そういう古い時代の規制を見直す必要がある。

ただ単に廃止するのではなくて、やはり隣に高い家ができると日陰になってしまって、今住んでいる人の既得権が侵されるわけですから、それに対して一定の補償が必要ですけども、今の仕組みというのはこれが生存権の一部のように考えられている面があります。それは昔のエアコンがなかった時代の話でして、これは、一種の環境悪化への補償というか、そういう取引を認める形で対応できないだろうかということでもあります。

特に東京都の場合は、共同高層住宅が昔からありますので、その建て替え期限が来ている、そういう古い建物を放置しておくとき非常に危険である。しかし、共同住宅というのは一戸建てと違って、住民間の合意形成が非常に難しいわけであります。これまで建て替えられたところというのは容積率に余裕があったので、建て替えて余分な所を第三者に売ることをして合意形成ができたわけですが、もうめいっぱい容積を使っている、あるいは既存不適格のようなところは建て替えると損になるために、どんなに古くて危なくてもなかなか合意ができない。こういう建物の建て替えを促進するためにも容積率の引き上げは不可避ではないかと思われま

す。ですから、これは勿論、政府の政策ではありますけれども、東京都からもいろんな形で働きかける、場合によっては構造改革特区などを活用し、実験的にこういう高層住宅の容積率の引き上げをすることでどういう具体的な弊害があるのかをきちっと検証してみることが大事ではないかと思

います。それから、固定資産税の活用について、2階建の古い形のアパートが、都市の中心部でもまだ残っておりますけれども、これは所有者が、固定資産税が安いことによって、自分の持っている資産をきちっと活用しなくても済んでしまっているわけです。一方で容積率を引き上げると同時に、他方で土地の固定資産税を引き上げることによって、あるいは今までやっていた免除措置をなくすことによって、自分の資産を有効活用しなければいけないというインセンティブを高めることが大事ではないかと思

います。現在でも新築・優良・省エネ・バリアフリー、そういう住宅特例で固定資産税の減免があるわけですから、逆に言えばこういう望ましい住宅には減免する一方、それ以外の住宅にはきちっと固定資産税を上げていくことが必要です。

今、問題になっているのは空き家です。空き家に対しても勿論機械的に小規模住宅特例があてはまりますが、空き家は農業で言えば一種の耕作放棄地に近いわけでありまして、貴重なスペースの無駄遣いであると同時に、周囲に悪影響を及ぼします。そういうものに対してはむしろ固定資産税の割増しのような措置も必要なのではないだろうか。空き家でも建っていることによって更地に比べて税額が安くなるという面もあるかと聞いておりますが、そういう歪みを即刻なくしていく。やはり都市部の貴重な空間は、最もそれを効率的に活用するようにインセンティブを変えていくことが固定資産税の役割ではないかと思

っております。建築基準法についても、法と経済学会などでは前から提言していたことですが、法令違反の建物に対して、建て壊し命令しかペナルティがないわけであって、それでは言わば死刑みたいなものですからなかなか適用できない。そういう意味では違反が放置されているわけです。ですから、これに対して違反の度合いに応じて固定資産税を割増しするなど、経済学的なインセンティブを使う余地は大きいのではないかと思われま

す。これに対しては法学者の方から、金さえ払えば違反していいのかという反論がありますが、今は金も払わずに違反しているわけでありますから、それはどちらがいいかということになります。

先日福山市で数多くの法令違反を繰り返していたホテルが火事に遭って何人も亡くなりましたが、あれも営業停止命令以外の手段がなかったことも事実です。ですから、一つ違反するごとに例えば1万円固定資産税を引き上げるとか、そういう形でとにかく違反すればするほど違反建築をしている所有者の負担が増えるというペナルティを課す。固定資産税はその手段としての役割が大事ではないかと思

います。税金はとにかく公権力の行使という形で勿論とらえられるわけですが、これは実は市場経済が働かないところに、



その代わりに国や地方自治体が外部不経済を内部化する、つまり一種の公害対策と同じ機能を働かすことができます。本調査会の報告でも公害対策、地球温暖化対策に対してどのような税制を考えるかということが議論されたわけですが、今の都市におけるこういう違反建築は、まさに公害と同じことでありますから、それに対して言わば公害税をかける、その手段として固定資産税あるいはその上乗せを考えるのは十分合意が得られるのではないかと考えております。

都市の開発でありますけれども、コンパクトシティという概念が地方などはあるわけで、一番有名なのは青森市です。青森市では豪雪地帯ですので市の費用で雪かきをするのですが、当然無制限に雪かきをすることはできない。したがって、都市の中心部から一定の範囲までしか雪かきの費用を市が負担しないわけであります。ですから、その外に住んでいる人は困るわけで、特にお年寄りの場合はできるだけ青森市の中心部に移ってもらうように政策的な誘導をしています。

これは実は東京都にも適用できまして、今、東京都はかつての高度成長期に非常に遠くまで広がっているわけでありまして。これは多摩ニュータウンのように一斉に若い世帯が入ったので一斉に高齢化していて、そこで大きな問題が起きています。これをどうするかという時に色々なご意見はあるかと思いますが、一つはもう少し都市の中心部に集住化していただく。その方が本人にとっても行政にとっても望ましいのではないかと。それぞれの市とか区には色々な言い分があるかと思いますが、東京都としてはそういう方向で周辺部から都市中心部にお年寄りや色々な方が、移りたいと思ったときはそれを受けとめられるようなサポートをすることが大事ではないかと思えます。

高齢者の場合は、特に夫が亡くなった後の女性とか、一人で郊外に住むのはある意味では危ないわけですし、病院とか介護施設の整った都市の中心部の集合住宅に住んでもらえれば非常に安心できるわけでありまして。また、介護サービスなども、言わば高齢者が集まって住むような集合住宅であれば、非常に時間コストが安いわけです。

もう一つは、今、急速に増える共働き世帯であります。かつての専業主婦世帯であれば、夫だけが通勤ラッシュに耐えれば、奥さんと子どもは郊外の日当たりのいい住宅に住んでいけばよかったです。共働きの場合は二人が通勤しますから都市部に住むニーズが高く、両方の意味でこれからは都市、中心部に住むニーズが高まってきている。そのためには先ほど言った容積率の問題など、いろいろありますが、積極的に集住を促すような政策が必要ではないかと思えます。

都市開発についても、できるだけ国の介入を排して、地方自治体、県や市町村が主体の都市開発を進めていく必要があるのではないかと考えられます。これについては構造改革特区など前から使っているわけで、どんどんこれを活用していきたい。今、特に問題になっているのは立体道路という仕組みがありまして、普通の道路は道路にしか使ってはいけないわけですが、その例外が、この道路の上部空間を活用できる立体道路です。ただ、この制度は、あくまで新しい自動車専用道路でなければいけないというのが国交省の考え方であって、これがなぜ既存の道路あるいは一般道路ではいけないのかということを規制改革会議で随分議論したわけでありまして。

こうするとどういったメリットがあるかという点、例えば外環もそうなのですが、必要とされている道路がなかなか実現できない。一つは予算の制約や、なかなか住民が立ち退いてもらえない問題があるわけですが、立体道路をこれに使用すると、今、考えられている大深度のようなものすごくお金がかかる道路ではなくて、単に、普通の地面に片側3車線の広い道路をつくる。そこに住んでいた住民は立ち退く必要はなくて、つくっている最中は一時的にどこかに行ってもらわなければいけないのですが、そういう広い道路ができたならその上にふたをして、そこにもう一度住んでもらう。そのときはなるべく中層住宅にしてオープンスペースをつくり、余分なスペースがあればそれを第三者に売るという形で、言わば広い道路を通しながら都市を再開発していく。

私の住んでいる杉並区の辺りではまだまだ狭い街路があるわけですが、そういう所はどのみち再開発しなければいけない。そういう時に、まさにこういう広い道路をつくりながら、そこに住んでいる住民たちの意向も聞き

ながら住みよい町にしていくことが理論的には可能ですが、今の道路法ではできない。しかし、それも特区をつくることによって、東京都が主体となってそういうことをやる価値はあるのではないかと思っております。

そういう時にも、とにかく民間事業者主体で開発させる。今言った立体道路は、言わば六本木ヒルズを横に寝かすようなイメージなのです。空に高く伸ばすのではなくて横に寝かして、その中を自動車を通るイメージなのです。今のように国や都、政府が考えて単にそれを民間事業者につくらせるのではなくて、色々な形で民間事業者のアイデアを入れて、企画・設計から用地買収・建設まで全部包括的に委託してしまう、そういうことができればいいのではないかと思っております。

保育と介護でありますけれども、高齢者は今後増える一方ですし、働く女性も当然増えます。したがって、介護とか保育のお客は増えることが確実な市場です。ただ、残念ながら今は両方とも厚生労働省の厳しい規制と補助金の一体化でなかなか自由な経営ができない。特に保育所は、規制と補助金がまさに一体的にある。一方で非常に危険な認可外保育所がある。しかし、そこは補助金をもらっていないから厚生労働省は関知しないという形で、かろうじて自治体の指導基準みたいなものがあるだけです。しかし、お金を預ける銀行が財務省の厳しい規制に服しているのに、お金より大事な子どもを預かる保育所について、何の規制もないというのはおかしいわけで、むしろこれは保健所と同じように補助金がなくても禁止命令といいますか、事故が起こる前にそれぐらいしてもいいのではないかと。

ですから、厚生労働省が決めた望ましい規制水準、今の認可保育所の水準であるとする、そこに1割満たなかったら補助金も1割少なくするような、できるだけ厚生労働省の考えた水準に認可外保育所が近づくように、それを支援するという発想がゼロなのです。

それに対して一番いいモデルというのが東京都のやっていた認証保育所です。これはまさしく自由な経営ができていて、その利用者に対して補助金を出すという非常にいい仕組みで、むしろ認証保育所のモデルを今の認可保育所に当てはめていくということが大事ではないかと思えます。

他方で、財源に限りがありますから、やたらに補助金だけ出すわけにはいかない。ですから、共通の公的補助と民間保障の組み合わせ、これを我々は混合介護・混合保育と言っております。

混合介護とはどういうことかという、介護保険自体はある意味で医療保険に比べると自由度がある。横出し、上乘せという形で、例えば介護保険では週3日のホームヘルパーが可能な時に、要介護者が自分でお金を払って、それを週5日にすることは可能です。ただ、問題は、ホームヘルパーに対する報酬が政府の決めた一本しかないわけで、これに対して上乘せすることができないことです。しかし、サービスは当然ながら質の高さに応じて報酬をもらうことで民間事業者の創意工夫が図られるわけですから、そういう事業者の創意工夫の余地を全くなくすというのは、本当はサービス産業として発展することを妨げているわけです。ですから、今の公的介護保険の報酬を基準として、それをベースによりよいサービスを提供するホームヘルパーには余分の報酬を出す。これは私も介護保険をつくる際の厚生労働省の審議会に加わった時に、ホームヘルパーの指名料という考え方があったのですが、公平性に反するというで結果的に否決されました。そういうことがある意味で介護事業の労働者の低賃金の一つの原因にもなっていて、サービスの質に応じた報酬という考え方を是非介護などにも導入すべきではないかと。

保育も今なかなか待機児童の解消ができないわけで、これは供給が不足しているからですけれども、都市部の地価の高い中で新規に参入するためには追加的な報酬が必要です。保育所に対してのニーズでよくあるのは、単に子どもを預かってもらうだけではなくて付加価値を付けてもらいたい。例えば英語を教えてもらったり、プールに連れていったり、そういうニーズがあります。消費者がそれを望んでいるのであれば、追加的なお金を払ってもらってそういうサービスを提供し、その保育所が経営的に成り立つようにすると、もっと多くの民間事業者の保育所が参入できるわけで、それが待機児童の解消にもつながります。ですから、国の基準だけでやっていく

と画一的なことしかできないのですが、これではサービス産業にはなれないわけで、是非そのニーズが一番高い東京都から、これは特区などを使って、もう少しサービス産業になるためにはどうしたらいいのかということを考える必要があるのではないかと。

介護や保育は医療と違って、企業の参入は認められているのですが、なかなか地方自治体で非営利でなければだめだという形でブロックされている。三鷹市などの例外はありますが、本来は国の法律の趣旨どおり、公営であるとか社会福祉法人、企業、NPO、そういうところが対等な競争条件の下でサービスの質を競うという状況になるとサービス産業として発展できるのではないかと。パブリック・ビジネスも発展してきたわけですし、公的業務を民間事業者に包括的に委託するという考え方は、これは市場化テスト、官民競争入札の活用で、私が経済財政諮問会議におりましたときにあと一歩まで行ったわけです。要するに、墨田と渋谷、その二つのハローワークを二つに切って、片一方に民間事業者を入れて、従来型のハローワークとどちらがより職業紹介をうまくやれるかという一種の競争を導入するというところで厚労省も同意して法律案までできたのですが、最後の段階でこれがつぶれてしまって非常に残念です。

指定管理者制度は大幅に進んでいますし、刑務所も山口県的美祢市、あと幾つかもう既に官民の共同業務といえますか、囚人を拘束するのは刑務官の役割ですけども、それ以外の点について民間の企業が入ってより効率的な運営をしていく。

最も成功した例が駐車違反取り締まりの民間開放でした。これも規制改革会議と警察の長年の交渉でしたが、警察は頑として駐車違反は言わば立派な犯罪である。犯罪を取り締まるのは民間人ではできないという立場を崩さなかったのですが、いろいろ警察の方も忙しくなって、そうは言っていられないというときに、出てきたアイデアは、駐車違反は依然として運転者の犯罪であるけれども、一方で所有者の犯罪ということをつけ加える。駐車違反というのは、いわば車の所有者が公道に、粗大ごみを捨てていることだ。これは行政罰だから民間が取り締まってもいいという屁理屈でありますけれども、まさに官庁がやる気になればどんな法律でもつくれるわけです。これでかなり駐車違反が減って、しかも民間の駐車場ビジネスも拡大したと言われております。

我々はこれをもっと拡大して、例えばスピード違反、飲酒運転取り締まり、こういうものにも拡大していいのではないかと。民間人なら言うことを聞かないというのですが、飲酒運転の取り締まりを無視して逃げた車は、ナンバーを控えておいて、あとで警官が捕まえに行けばいいだけであって、言わば警察業務のアウトソーシングを民間にやらせる、それによって、より警察の本来の業務が効率化していく。

あと社会保険庁の業務や、都税とか特に自動車の税金などはなかなか払わない人が増えているそうですが、これは一種の不良債権の処理と考えて民間の業務に委託することができるのではないかと。規模は小さくても、多様な不払いの徴収を兼業すればいいわけです。つまり、ある会社が社会保険料、税金、電気料金、ガス料金、NHKの受信料まで全部まとめて取りに行けば非常に効率的ですし、現にそういうことを考えている会社も既にありますか、なかなかそれが進まないわけです。

ですから、そういうパブリック・ビジネスも端に公務員の人件費の節だけではなく、むしろ積極的に新しいビジネスをつくるという考え方でやる必要があるのではないかと思います。

今、社会保障・税一体改革というときに、貴重な消費税を社会保障だけに使ってもらったら困る。これは地方消費税にも向けてもらわなければ困るというご意見があるわけです。ただ、私は決して地方消費税と社会保障目的消費税は、財源の取り合いになるべきものではないと思うのです。むしろ社会保障目的税は、社会保険料と代替的なものであるという視点が大事ではないかと思います。これは社会保障目的税と言ったときには非常にいろんな人がいるなことを言っていますので混乱が起こるわけですが、一般財源を賄う所得税、法人税と社会保障目的税が基本的に違うのは、昔のガソリン税のような特定の目的税なわけです。そういう意味ではこれは今の社会保険料と何も変わらない。社会保険料は厚労省の所管ですから、税と言わずに保険料と言っているだけです。

例えばアメリカの年金制度は日本と全く同じですけれども、日本の国税庁に相当するところを取っているので社会保障税と言っています。ですから、そういう意味で今の社会保険料を社会保障目的消費税に置き換えることは、ある意味でむしろ社会保険を守るために必要です。

なぜ置き換えなければいけないかというと、ご承知のように年金とか国民健康保険の保険料の納付率が傾向的に低下している。年金の保険料は、ついに2011年に60%を割ったということなのですが、これは実はとくに割っています。厚労省の発表している納付率は実は免除者を除いていますけれども、仮に、免除者、納付猶予者を未納者と同じように扱ってみると、既に40%を割っている。法律的には違うといっても財政的に見れば同じことであって、現に厚労省は2000年代の初めにこの納付率がやや横ばい、やや回復したことがあるのですが、免除者を増やしてそういうことをしているわけであって、免除者も含めた未納付という概念では一貫して下がっています。国保はこういう明確な日本全体の数値がないのですが、やはり徐々に下がってきている。しかし、国民健康保険料を払っていないから医療を受けさせないというわけにはいかないですから、結果的に市町村の財政で穴埋めせざるを得ないわけです。それはやはり公平でもないわけで、財政的にも非常に厳しい。

先ほど言いましたが、今の税・社会保障一体改革がなぜ必要かということ、2000年代に入ってから歳出は高齢化に伴って増える一方、収入は経済の停滞でほとんど横ばいである。この横ばいは勿論経済の要因もありますけれども、未納付とか、本来払うべき人が払っていないことにもよりまして、やはり未納付対策をもっと真剣に考えなければいけないわけです。

この点、厚労省は、年金は保険料を払わなければ将来自分がもらえないだけだということを言っていますけれども、それならば、元々、公的保険にする必要はないわけです。なぜ年金を公的保険にしているかというと、それは強制貯蓄ということで、働いて所得があるうちに保険料という形で老後の年金の財源を強制的に貯蓄させておく。そうしないと、働いているときは一銭も貯蓄せずに、老後になったら生活保護に依存するというモラルハザードが起きます。ですから、強制貯蓄は社会保険の一番重要な機能で、今の国民年金はそれを完全に失敗しているわけです。4割の人しか払っていないわけですから。払わなければもらえないだけだという考え方がこういう状況に陥らせています。国税庁は払わなければサラ金並みの利子を要求して、いつまでも追求しますが、厚労省の国民年金の未納は、2年間で時効になってしまいます。今の国民年金の受給者は既に1,000万いるわけですから、自分はもらわなくていいから払わないという人が増えれば、それは結局サラリーマンの年金の財源から流用されるだけで非常に不公平な仕組みです。

国民健康保険についても未納の問題だけではなくて、自治体によって資産割を入れたり入れなかったり不公平という面もあるわけで、本当はこれも国民健康保険料も消費税の一定割合にする必要がある。

社会保障目的税というのは社会保険料と違って1対1の関係にないではないか、受給と負担とがリンクしていないということがありますがけれども、一般財源と比べれば広い意味ではリンクしている。だから、今の政府の考えているような子ども手当まで入れたような漠とした目的税ではなくて、年金財源について消費税率何%、医療について何%というもっと細かく分ける目的税です。ですから、もっと高齢者が増えて年金が増える、あるいは年金を充実したいということであれば、それは消費税率何%に相当します。医療をもっと充実するというのであれば、それも消費税率何%に相当します。それを上げるか上げないかは国民の判断に任ず、そういうことになります。

これに対して矛盾する二つの批判があって、そんなことをしたら高齢社会ではどんどん消費税が上がってしまう、もう一つの批判は、そんなことをしたら、みんな消費税を上げないから給付が切り下げられてしまう。これはどちらでもいいという考え方です。つまり、それは国民が選ぶことです。国民が高福祉高負担の年金・医療制度を望むのであればそうすればいいし、消費税をそんなに上げられては困るのであればもう少し給付を切り下げる。どちらにしても国民が選べる仕組みにしなければいけない。今は給付を増やせ、負担は増やす

などと言って、その差額を赤字国債で賄っている、もっぱら後の世代に負担をしわ寄せしている、こういう状況だけは変えなければいけないわけです。

今の日本の社会保障制度を考えたときに、まだ小さな政府だからこれを大きくして、もっと再分配やセーフティネットを高めればいいのではないかという議論があります。ただ、これについてはかなり誤解があります。これはOECDが出している指標でして、少し見づらいのですが、まず、右の方を見ていただきたいと思えます。Disposable incomeとは、いわゆる社会保障・税で調整した後の所得格差で、これはジニ係数という所得格差の指標の大きさで見ております。

これで見ますと、日本はジニ係数で0.32ぐらい、OECD平均よりもむしろ高い。イギリスの隣でアメリカとかイタリアなどに近い。日本は知らぬ間に格差の大きな社会になってしまった。こういうことをもたらしたのは小泉構造改革で不公平な国になってしまったという考え方があるわけです。

ただ、もう一つ、左のMarket incomeという方を見ていただきますと、これはそういう再分配をする前の格差なのですが、意外なことに、こちらで見ると日本は北欧諸国と並んで非常に平等な国なわけです。OECD平均のジニ係数に比べて日本は0.37ぐらいではるかに平等な国になっている。なぜ市場ベースでは相対的に平等な国が社会保障・税の再分配の後では不平等になるのかということ、日本でも若干ながらジニ係数は改善しているのです。マーケットベースだと0.37ぐらいが0.32ぐらいに改善している。しかし、ほかの国はもっと改善しているわけです。例えばスウェーデンなどを見ていただきますと、日本の5つぐらい左ですが、日本よりはるかに格差が大きいスウェーデンが、再分配をした後だとずっと平等な国になる。スウェーデンは福祉国家とよく言われていますが同時に市場主義国家でもあるわけで、徹底した市場競争で企業は一切救済しない、ただ個人は救済するという考え方の国ですから、こちらが本当は理想なわけです。決して規制緩和で不平等になったわけではなくて、日本の場合は余りにも社会保障の再分配効果が弱い、全体の社会保障費のうち実に9割が年金とか医療という、どちらかという中流階級の中の再分配の費用に使われていて、生活保護とか身体障害者保護とか住宅補助とか、そういう直接的な再分配の費用が1割しかない。スウェーデンはこれが3割とか4割ぐらいになっているはずなんです。

ですから、大事なのは今のままで社会保障の規模を大きくしても何の変わりもないわけで、もっと年金や医療の費用を抑制して、それを直接的な再分配の費用に移していく、そうすれば別に規模を拡大しなくてもより平等な国になれるわけであります。残念ながら、生活保護費を増やしても余り票にはならないわけですし、年金とか医療の方がずっと影響するという、これは歴代政権の問題であるわけですが、そういうことで決して新自由主義によって格差が拡大したのではなくて、本来はこういう社会保障の改革をすることによって、もっと平等な国になる余地は大きいわけであります。

時間になりましたので、そういう形でやはり税とか社会保障の改革というのは限られた財源の中で最もそれを効率的にするためにはどうしたらいいかという視点で考えることが大事ではないかと思えます。

どうもご清聴ありがとうございました。

【税制調査担当部長】 ○○教授、ありがとうございました。

それでは、ただ今のご講演につきましてご質問いただく前に一つご案内がございます。○○副会長、先ほどご到着になったのですが、所用によりまして退席なさいました。どうぞご容赦くださいということでございました。

それでは、会長、副会長にまずお席にお戻りいただきたいと存じます。恐れ入りますが、少々お待ちください。

【会長】 ○○先生、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご講演内容につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、委員各位からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、○○委員。

【委員】 私は、経済学、財政学が専門ではないので大変勉強させていただきました。ありがとうございます。

特にこの調査会でも私もずっと前から言っていたのですけれども、社会保険料が大変重要な役割を持っているということで、それこそ社会保障と税を一体に考えるのであれば、社会保険料も保険料であるべきかはともかくとして、一体的に考えるべきではないかとずっと思っているのです。国の一体改革においても社会保険料はなかなか視野に入らず、先生がおっしゃられましたように単に消費税増税のための弁明といいますか、理由づくりに終始している。これはゴールドプラン以来そうだとすることもできるのです。

この調査会でも、例えば検討事項ですと税制上の諸課題ということで仕分けの問題があります。結局社会保険料は一種の厚生労働省系のポケットマネーになっていて、これはオランダなどでもそうです。保険料は結局向こうで言う厚労省の所管であるということにどうしてもなってしまうと、社会保険料から費用が出せるかどうかは官庁の縦割りでは大変重要なテーマにはなっていないのです。ここら辺の問題の取り扱い方、どうやったら税の議論の中に社会保険料の議論を取り込んでいくことができるのか。経済財政諮問会議などはまさにある意味では何でもできるような舞台だったのではないかと思うのですけれども、税制調査会とか税制の議論になるとなかなか議論しにくいということについて、どういう戦術が考えられるのかということを教えていただきたいのが第1点目でございます。

第2点目は社会保険料の場合、確かに再分配効果が極めて弱いというご指摘で、要は日本の格差が起きているのは新自由主義というよりは、むしろ社会保障が真面目に仕事をしていないことに起因するということです。これは恐らくエスピン・アンデルセン流に言えば、保守主義的な福祉国家の形態が再分配しない社会保険制度をつくって来てしまったということです。その見立ては大変勉強になったのですけれども、ただ、同時に社会保険料のもう一つの問題で、それを消費税に置き換えていくと雇用主負担があります。社会保険料という実質的な法人課税の問題をどう扱っていくのかということはあると思うのですけれども、その辺りどうなのでしょう。先生はどちらかという法人の方を軽くするというような意味での消費税化というイメージなのか、それとも法人は法人なりの課税といいますか、実質的な社会保険料を負担していますし、雇用主負担はもっと多い国もあるわけですね。勿論、社会保険料の重要な点は、なぜ日本の社会保険料がだめかということ、雇用主負担ではなくて、国民健康保険にせよ、あるいは国民年金にせよ、大して払えないような個々の膨大な人間から取ろうとするとことにそもそも制度的に無理があって、法人のようにまとめて資金が留保されているところから源泉徴収しない限りこんなものは無理に決まっているわけでありまして。消費税というのは要は企業を通じて税金をまとめて取るわけで、個々の消費者から取るなどということでは全然ないわけですね。

だから、そういう意味で雇用主、事業主負担を税制化し、社会保険料を代替させていく場合どのようなイメージがあるかというのを教えていただければと思います。素人で申し訳ないですけれども、特に社会保険料と一緒に議論すべきだというのはずっと言っていたのですが誰もそういうことは言わないので、というか誰も賛成してくれないのでとても悲しい思いをしていたのですけれども、先生からこういうお話をいただけて大変心強く思いました。

とりあえず以上です。

【会長】 では、よろしくお願いたします。

【客員教授】 非常にいずれも重要なポイントではないかと思えます。

社会保険料の取り扱い方ということなのですが、実は国保は国民健康保険料とは言っているのですが、地域によっては国民健康保険税のところもあるわけで、この辺りが一番やりやすいところではないでしょうか。例えば東京都だけでも、国民健康保険税にすると、税にした以上は、それは所得税か資産税か消費税にするかは東京都の権限である。そういうことができるかどうかは別にして、つまり消費税にするとすぐ増税だと言われるのですが、今の余り取れていない、あるいは非常に不公平な保険料、保険税をやめて、それに等しい分だけ増減税

不変の形で、独自にそれを消費税の形で取る。これは都民の負担ということは増税ではなく、単に組み換えにすぎないですから、そういう形が一つあるのかなということも考えています。何より都道府県はある意味では知事の権限が強いわけですから、そういう改革は国よりははまだやりやすい面はあるのかなということです。

もう一つは、これだけ取れていないということは不公平ではないか、真面目に負担している人がどうするのだという訴え方もできるわけですし、私は国民年金もさることながら、むしろ緊急の課題は国保の方だと思います。今も既に穴埋めを一般財源からしているということは、事実上もう税方式もかなり入ってしまっているわけですから、そういう不公平なことをせずに幅広い消費税の形で国民健康保険料の方から議論するというのが一つかなと思っております。

それから、おっしゃった雇用主負担について、社会保険料を消費税にしたときに、結局これは企業が得するのではないかという議論が必ずあるわけです。これに対して経済学はどういうふうに答えているかということ、もともと事業主負担は実は労働者の負担なのだという一種の転嫁の議論です。つまり、国民経済計算というGDPを計算する時はまさにそうしているわけで、雇用主負担分を実は労働者の広い意味の雇用者報酬と考えているわけですが、それはなぜかということ、事業主負担は、もともとは本来労働者に払うべき賃金の一部を事業主が変わって払っているのだという考え方です。これは考え方だけですから実際は違うということかもしれませんが、仮に今の社会保険料を上げたらどうなるか、事業主負担も上がるわけですが、そうなると物価が上がって消費者に転嫁されるという見方がありますが、今のデフレの世の中ではそれはほとんど無理ですから、結局は企業が労働者を減らすか労働者の賃金を減らすかして、結果的に労働者に帰属するという考え方になるわけです。

また、仮に企業が利益を減らす形で負担するとすれば、利益を減らせば投資をしませんから、結果的にそれは雇用を減らすことになってしまいます。どちらにしてもある意味では事業主負担をやめて消費税に変えたからといっても、それで企業が得するわけではないと今は考えます。

ただ、それではなかなか納得しない人も多いので、セカンドベストとしては、仮に今の社会保険料の一部が消費税になったとしたら、雇用主負担は減らさずに、今先生がおっしゃったように、今の5対5の雇用主の負担分を大きくさせる形で、つまり雇用主負担は従来そのまま、消費税に置き換えた部分は全部労働者の負担を減らすというやり方でもいいわけです。そうすると、かなり多くの人が納得してくれるだろう。ただ、経済学ではどちらでも結局同じことだと考えているわけです。ですから、それは決してそんな根本的な問題ではないと思います。やり方によって十分対応できる話ではないかと思っております。

【会長】 今の話に関連して。では、〇〇委員。

【委員】 〇〇先生、ご説明どうもありがとうございました。私もこの税制調査会の中で東京は成長のエンジンになるべきだということを唱えていて、そういう面からの税制の在り方ということをいろいろこれまで議論もさせていただいたので非常に力強い応援をいただいたような思いであります。

2点コメントと1点質問なのですが、先ほど〇〇先生がおっしゃった件なのですが、確かに社会保険料を税と一連のものとして考えて議論するという発想は私も基本的には理解できるわけですが、ただ、先ほど来の〇〇先生のお話は、どちらかというと年金保険料をある種念頭に置いたようなお話、つまり、厚労省の目的税というのは、まさに厚労省が直接保険料率を決められるのは年金保険料であって、実質的には医療の国民健康保険料、介護の第1号被保険者の保険料は地方自治体が決めていることですから、むしろこういう東京都税制調査会という場であれば国保の保険料、第1号被保険者の介護保険料、これをどういうふうに見るかということと税制との対応関係ということになるかと思えます。

ただ、やはりこの調査会でなかなかまじまないと思うのは、介護保険料なり国保の保険料なりは、給付と負担、疾病リスクや要介護のリスクを考えた上でどういうふうな保険料率の設定というのがあるかという発想がないと議論ができませんので、そうすると都税調の域を超えているという側面があると思います。ただ、今回の〇

○先生のお話を伺うと、一つ重要な都税調としても非常に関心を寄せていいような議論があるというのは、賦課ベースないしは課税ベースの問題だと思うのです。つまり、社会保険料は基本的には、定額の国民健康保険料は除くとすれば、所得比例である。それに対して消費を賦課ベースにする、課税ベースにするという考え方をここでご提起なさったということなのだろうと私は理解しておるわけで、社会保障目的消費税というのは、つまり社会保険の負担を必ずしもすべて所得比例にするのではなくて、消費を賦課ベースないしは課税ベースとした負担の求め方が経済学的に見てもリーズナブルなのではないか。私もこれには賛同できるところがありまして、労働所得税と消費税の違いというのは、収支の面では等価性があるとは言われながらも、資本蓄積に与える影響は消費税の方が要は人生薄く長く取るということですから、その分だけ資本蓄積を促す効果があることは知られているので、そういう意味では賦課ベース、課税ベースという観点はむしろ都税調にふさわしいところなのかなと思います。それが一つ目のコメントです。

それに関連して一つ質問なのですが、先ほど○○先生のご質問に対して雇用主負担の話をなされましたけれども、社会保険料の雇用主負担ですけれども、ILOの条約が影響して、なかなか雇用主負担を社会保険料のままで課す場合に減免するわけにはいかないということがある種足かせになっている気がしておりますけれども、私の認識が間違っていれば訂正を含めてですが、確かに経済学的に考えると、雇用主負担が本人負担とある意味では無差別ではあるのですが、今の経済界からの声というのは、雇用主負担はある種の固定費用だと。そうすると、固定費用としての人件費を余り大きく増やせないという中で、いろいろ経営に歪み、雇用に歪みが与えられてしまっているのではないかという議論があるのですが、それについて少し○○先生のご見解を伺いたいと思います。

最後に1点だけコメントを簡単に付け加えさせていただきますと、先ほど住宅のご議論があって、まさに前回の都税調の答申でも耐震性の問題との絡みで私が申し上げたことで、建て替えることを優遇するだけではなくて、耐震強度の弱い建築物には固定資産税を増税すればいいのではないかと申し上げたことがありまして、まさに我が意を得たりというご発表だったという気がいたしました。

以上です。

【会長】 では、ご質問の点、いかがでしょうか。

【客員教授】 ありがとうございます。○○先生のご質問というより、むしろ私の足らなかったところを補足していただきまして非常にありがとうございます。

一つ目は、言わば課税ベースの最適化といえますか、所得から消費へということはそのとおりだと思います。一つ言い忘れましたのでこの際補足させていただきますが、今のような形で社会保険料がどんどん上がっていくと、ある意味で所得税の課税ベースを侵食するわけです。つまり、社会保険料は青天井で所得税から控除されるわけで、これは一種の二重課税の考え方からだと思いますけれども、そういう意味では社会保険料の一部が消費税になれば、所得税が増えるという、ある意味で主税局にとってはありがたい効果もあるわけであります。

ただ、同時に勿論、消費税はいまだに簡易課税など色々な問題がありますので、そちらの公平化もしていかなければいけない。とにかく、高齢社会というのは働く人が減って、言わば働かない人が増えるわけですから、所得税の課税ベースは減る一方です。だから、引退した人でもきちんとそれなりの生活水準をしておられる方からは応分の負担をせよという意味で、消費税はライフサイクルを通じた課税であると同時に、より公平な課税ではないかと考えます。

ILO条約のことはよく勉強していないのでお答えできませんが、ただ、まさに○○先生のおっしゃったように、正社員について社会保険料がかかることが固定費用になる。それがますます非正規社員への代替を起こして労働市場に攪乱を起こす要因になっていることも事実であるわけです。厚労省はパートタイムの人にいわゆる厚生年金、健保の適用拡大をやろうとしているのですが、反対があるだけではなくて実際に捕捉するのが難しいわ



けです。

ですから、その意味でも理論的な面と同時に実際の徴税業務からしても、なるべくより公平な消費税の方にシフトしていく。雇用主の負担を減らしてはいけないというのがもしILO条約であれば、先ほど〇〇先生のご質問にお答えしましたように、雇用主の負担は減らさずに5対5を例えば7対3にしていくということであれば問題は無いのかと思います。

3番目の点については、〇〇先生のおっしゃるとおりで、まさに古い建物、危険な建物というのは、これこそ公害、外部不経済の最たるものですから、それをできるだけ早く建て直していただくように税制上からインセンティブを付けることは非常に緊急の課題ではないかと思っております。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、お待たせいたしました。

【委員】 別件でよろしゅうございますか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今、〇〇先生、〇〇先生へのお話も含めて、大変今日は勉強させていただいてありがとうございます。

コンパクトシティの考え方や住宅の規制改革について集中してお尋ねをさせていただきます。

1点目は、私が都議でありましたころ、鈴木知事が大変ユニークな発想でJRの駅を高層化して、そこに優良な住宅を整備したら、通勤もすぐできるし、周辺部にバスを通したり色々しなくても済むという発想をされました。当時は自民党の政調会長でございましたが、結局国の規制でこれができないということで、今日の先生の規制緩和についてのご主張はいろんな意味で納得できたし、ありがたいと思っております。

私は都議会議員、国会議員から区長になったので行政のことは余りよくわからないのですが、例えば固定資産税の件について申し上げれば、本区のように木密の地域は早くこれを不燃化の街にしたいし、倒壊の防げる街にしたい、1人も区民が死なないで済むようにしたいと思うのでありますが、高齢者が多くて、しかも少人数家族でありまして、財力がなくて建て替えがもう全く対応できないという財政状況が現実にあります。この方々を老人の専用の住宅に移して、そこを地主、家主から買い取ってということをする場合、消費税の全額減免をする。先ほど仰せのとおり、指で押したら倒れそうな家でも黄色いテープが張られているところでも住宅が建っておりますと土地の固定資産税の課税標準は6分の1でいいというのですが、これを持ってあります地主たちに税を課して早く促進をさせる、もしくは建て替えてもいいけれども、小規模で3世代が住めない、2世代が住めない、でしたらそれを変えていく。

だから、申し上げたいことは、立法して首長に権限を与えていただいて、きちっとした審議会の議を経て、不適格であるところについては、首長が指定した建物についてはただ今のような固定資産税のプラスマイナスのツールを使っての解消ができるような、そういうことは私は必要ではないかと思っております、ある筋にこのことをお願い申し上げているわけでございますけれども、こういうことを是非やるべきではないかと思っております。

ほかにも申し上げたいことはございましたけれども、今日はたくさん勉強させていただきましたので、この1点、不適格なところに対して、今、市場原理だけで、または既存の税法だけで迫っていくとどうしてもスピードが落ちて、例えば東京都が木密地域不燃化10年プロジェクトとして、迫りくる直下地震に備えて10か年でやろうというのでありますが、その予算額は10億円です。ところが、ほかの筋から出ているものは国土強靱化の総合計画などでは、首都圏で30兆円ということを言っている。お金がなければできないわけではないので規制緩和や税制のツールを使うということは大賛成でございます、これについて私どもがしっかりできるようにまた是非応援をしていただきたい。質問というよりお願いでございます。

【会長】 いかがでしょうか。

【客員教授】 それは全くおっしゃるとおりだと思います。区がいいか、都がいいかというのはありますけれども、どちらにしてもやるべきことはきちっとやって、今のように空き家があると土地の固定資産税の課税標準が6分の1というのは非常に市場を歪ませる効果を持っているわけです。おっしゃったように市場原則だけではだめだというのは全くそのとおりなのですが、今、都市問題については市場原則自体がゆがんでいて、それはむしろそういう外部効果も含めた、社会的な効用も含めた形での市場原則に近づけていくことが大事ではないかと思えます。

だから、やはり東京都は貴重な都市空間が余りにも十分に活用されていないという点は長年の課題でありますけれども、これを進めるためにはもっと東京都のイニシアティブというのが大事で、国に任せておいたらなかなか動きませんので是非よろしくお願ひしたいと思います。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【会長】 それでは、一応これで質疑応答の時間は区切らせていただきますが、今の質疑応答に関連してでも結構でございますし、更に税制一般に関して、自由に委員各位からご意見が頂戴できればと考えております。どなたからでも結構です。

では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 これからの審議の参考といたしたいので事務局に伺いたいのですが、11月に都税調から答申が出ましたが、この答申について都議会なりマスコミなり都民からどういう反応があり、どういう意見があったか、お話しいただければありがたいと思えます。

【会長】 では、お願ひいたします。

【税制調査担当部長】 昨年の11月にまとめていただいた平成23年度東京都税制調査会答申につきましては、一例でございますけれども、第4回の定例都議会、昨年の12月になりますけれども、そちらの財政委員会で全会派から質疑をいただいたところでございます。

ご意見につきましては、もう少しこういうところを深く突っ込んでほしかったというご意見もあれば、例えば税につきましては再分配機能の回復ですとか、所得、消費、資産といった税の構造につきまして、消費課税の部分をもっと充実していくべきということに対し、中長期的な視点からは勿論必要であるけれども、それは時期をきちんと選んで行うべきだという意見をいただいています。

それから、もう一つ環境です。「分権」と「環境」についてという検討事項でございましたので、それにつきましては経済成長戦略との絡みで考え方は良いというお褒めの言葉もいただきました。

以上でございます。

【会長】 それでは、〇〇委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、〇〇特別委員、お願いします。

【特別委員】 今日はどうもありがとうございました。〇〇先生もどうもありがとうございました。今の講演の中にもあったのですが、外部不経済を内部化していくということは、やはり今の社会の歪みを正して、これからの時代に即した、人口の課題もありましたし、その他の課題もあるでしょうけれども、新しい社会をつくっていく上で大変大きな課題になってくるかと思えます。

このことはマクロ的に言えば疑いの余地のないところではあるのですが、具体的な個々別々の話になっていきますと、先ほど〇〇委員からもご指摘がありましたけれども、住宅を建て替えようにも高齢の方で収入も資産もなく建て替えられないといった課題にぶつかるわけでございます。そうしたときに、マクロ的な正しさを追求していこうとしますと、それを形にしていこうための具体的な政策というのがセットで必要になってくるわけでございます。

以前の温暖化対策税も典型的な外部不経済を内部化する税制でございますけれども、このときは比較的新しい政

策分野であるがゆえに、これまで積み上げられてきた慣行とか財政支出のレベルだとかといった定まったものがございませんので、そういう意味では比較的議論しやすい分野であったかなとは思うのですが、それにしてもやはり景気に与える影響ですとか、中小事業者に対する話ですとか、そういったことが出てきます。そういう意味で言えば、これから特に固定資産税の話などは重要な課題であり、また本当に取り組んでいけば魅力的な分野ではあるかとは思うのですが、これまで以上に困難な状況が想定されるかとは思います。

ただ、そうした中でもこの東京都税制調査会としては、制約条件によって議論の幅を狭めるのではなくして、逆に言えば主税局の範囲を超えてしまうところも当然あるかもわかりませんが、税制上でこれからの望むべき仕組みをつくっていく上では、他の局にまたがる分野であってもこういった政策も必要だという提言まで含めて、是非今回の都税調の中ではご議論いただいてご提言いただくとありがたいかなと思います。

長くなりますけれども、また特にこの税制は東京都の場合、国以上に、景気対策という意味でも重要になってきているかと思ひ、〇〇先生のお話の中でもなるべく財政出動という形でない成長戦略といったことも最初に述べていただいたわけがございますけれども、東京都の場合、やはり財政出動を伴うような景気対策がもし仮にできたとしても、これをやっていきますと、国との関係で富裕団体でそれだけ財源があるならば云々という話にどうしてもなってしまうので、そうした意味では財政出動と直接絡みのないところでの社会のあり方、経済の基盤のあり方をどうしていくかということは、単に負担と給付の公平性だけではなくて、これからの我々のあり方を決めるという意味でも東京都においては国以上に税制調査会の役割は大きいかなと思ひます。そうしたところで是非ハードルを設けずに議論を進めていければと思っておりますので、そのことを一言申し上げます。ありがとうございます。

【会長】 どうも貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにどなたか。

では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 今回の委員のご議論、特別委員のご議論は大変すばらしいと思うのです。私、16年間都議でございまして、9年間財務主税委員で、財務主税委員長もやりましたが、そのころは、はっきり言って財務局が中心で主税局は陰の存在だった。ところが、昨今、先ほどの〇〇先生のお話とも関連するのですが、言葉は適当でないかもしれませんが、税を一つの切り口というツールにして、都民の色々な参加を求めていくという議論がこの都税調で真っ向から取り上げられているということは23区としても大変ありがたいことでございまして、どうぞこの基調でご議論を続けていただきたいというように、末席をけがす者として、区長会を代表して参加している者として御要望申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。副会長から何か一言。

【副会長】 先ほど〇〇委員からお話がございましたとおり、昨年度、前期の答申をまとめたわけでございますけれども、それについての都議会での議論、今、事務局から一部ご紹介いただきましたけれども、それは我々にとっても大変貴重なご意見でございます。今期これから審議を進めていく場合にも、当然全くゼロからということではなく、前期の答申についてどう考えるかというところからスタートするところもあるかと思ひますので、それについて改めて整理していただきたいと思ひます。

社会保障・税の一体改革は、先ほどの諮問にも書かれていたわけですが、今年になって急に出てきたわけではございませんので、昨年来の議論の積み重ねがございます。そういうことも踏まえていきたいと思ひます。

今日、〇〇先生からのご講演、それについての質疑もございまして、社会保険料をどう考えるかということ、国保との関連でお話がございましたけれども、そこについてもできるだけ議論の中で、つまり、社会保障・税一

体改革ですから、そこをどう考えるかということを含めて議論ができればと私も考えております。

【会長】 私から〇〇先生のご講演に対しまして、改めて貴重なご示唆に富んだご講演を賜りましたことに、感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

今お話にも出ました社会保障・税一体改革ということで、国民健康保険税が話題になったわけですが、これもどの程度踏み込むかということでございまして、ご承知のように法定任意税ということで、国の法律である程度課税ベースの制限もございまして、そうしたところも踏まえながら、現行の法体系の下でできることと、国に対して都として改正要望を出していくというところの切り分けも今後必要になってくるのではないかと思います。

固定資産税の議論につきましては、〇〇委員からございましたように、前期もご議論がございましたし、また〇〇委員のように固定資産税をしっかりと考えていかなければいけないという持論のご展開もございましたので、固定資産税については〇〇委員からの話も踏まえつつ、また小委員会の方で少し今日のご議論を参考にし、〇〇先生のご講演も踏まえて検討をしていただきたいと思います。私個人はそう思っております。

やはり税だけでどこまで現下の諸問題に対応できるのかといったときに、恐らく税制調査会の枠の外に若干踏み出さざるを得ない部分が出てきますが、その辺のところの取扱いについて委員各位にも少しお考えいただいて、ここまではモノを申した方がいいのではないかと。ここであれば、事務局とも相談しながら一歩踏み出すことができたらと個人的には思っております。

冒頭お話しさせていただきましたように、本来、都民は都民であると同時に国民でもございますので、国と地方が一体となって日本の社会をよりよくしていく努力をしなければならない。そのときに、国家財政の不健全性のしわ寄せが地方に及んでいるとすれば、地方は地方で何らかの声を上げていかなくてはならないのだろうと。そのことが私どもの東京都税制調査会のお役の一つなのではないか。それだけの存在感を東京都は持っているという認識は委員各位も共通だろうと思っておりますので、今日の〇〇先生のある意味チャレンジングなお話をどういうふうにかつこの調査会で反映させていけるのかが宿題として残されたのではないかと認識しております。

ほかに何か、委員各位ございますか。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇でございます。どうもありがとうございます。

〇〇先生の講演も非常に刺激的で興味深く拝聴させていただきました。ありがとうございます。

今、会長からもお話がありましたように、税という枠の中だけで議論がしきれない部分の問題提起もいろいろしていただいて、その辺りについては色々都庁の中の調整という問題も勿論あるわけでございますけれども、その辺りはもう是非ご議論を積極的にいただいて、その中で外部不経済の内部化というお話の時にはどうしても税の枠の中だけではなかなか片付かない問題もきつとあろうかと思っておりますので、その辺り是非積極的にお知恵を出していただければと思っておりますので、一つよろしくお願いいたします。

それから、〇〇先生のお話の中で、都市中心部への集住化というお話があり、あるいは東京の果たす日本全体の成長政策上の役割というお話もほかの先生方も含めてありましたが、そのとおりだとすぐ思うわけでございます。けれども、世の中の流れる的には必ずしもそれが全体の主流ではなくて、むしろ今回の消費税の制度改正に関わっても、通常の税の考え方よりも、いわゆる都市部でないという意味での地方部の平準化をすることによって、課税ベースと収入ベースを均霑化していくのが正しいという、まさに国土の均衡ある発展という、昔のそういうニュアンスに寄りかかった議論も、むしろそちらの方が私どもからすれば多勢に無勢という印象もあるのが実態でございます。是非その辺りにつきましては税というものはどうあるべきなのか、それが日本の成長とそれぞれの地域における主権の発揮という点から見てどう税制としてあるべきなのか。その辺りについても、恐らくきつと税という枠の中だけではご議論が収斂しない部分もあり、議論としてはきつと難しい面もあろうかと思う

のですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**【会長】** 今、〇〇委員から非常に心強いお言葉を頂戴しましたので、委員の皆さんと一緒に、それを糧に頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、これで質疑応答とご意見も頂戴したということで、今後の日程等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

**【税制調査担当部長】** 日程でございますが、小委員会は6月から10月にかけて5回程度開催したいと考えております。その上で、11月ごろ中間報告審議のため、総会を2回程度開催させていただきたいと存じます。

以上でございます。

**【会長】** ただ今の日程について、何かご質問やご意見はございますか。

では、事務局から説明がありましたとおりで進めさせていただきたいと存じます。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。ないようでしたら、これで第1回東京都税制調査会を終了させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。とりわけ〇〇先生にはご多忙の中、貴重なご講演、改めて重ねてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —